

令和7年7月25日招集

第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第7回狭山市農業委員会総会

令和7年7月25日(金曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狭山市農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農用地利用集積等促進計画について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内 田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡邊雅彦 主事 七字涼太

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第7回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 狭山市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・資料1 狭山市農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 議案図面資料（議案第3号、4号関係）
- ・資料3 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- ・資料4 令和7年度追跡調査結果について

席上に配付いたしました、

- ・冊子 のうねん となります。

以上です。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第7回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

8月から『利用状況調査』が始まります。

来月の総会終了後は、懇親会が計画されています。

事務局 それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 これより、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号7番 森田 依見子 委員と8番 仲川 知範 委員にお願いします。

まずは、第7回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。
農業振興地域整備計画の変更が、堀兼地区2件、奥富地区1件の合計3件です。
農用地利用集積等促進計画が、受人単位で、入曽地区1件です。
農地法第3条許可申請は、堀兼地区2件です。
農地法第5条許可申請は、入間川地区1件、入曽地区1件、奥富地区1件、
柏原地区1件、水富地区1件の合計5件です。
以上です。

議長 はじめに『議案第1号 狭山市農業振興地域整備計画の変更について』を議題とし、
農業振興課からの説明を求めます。

農振課 【狭山市農業振興地域整備計画の変更についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

事務局は、然るべき処理を進めてください。

この件は、処理期間を経過した後に農地転用許可申請が出されると思いますが、変更は何月頃の予定ですか？

農振課 12月頃になると思われます。

議長 続きまして、『議案第2号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業
振興課からの説明を求めます。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

事務局は、然るべき処理を進めてください。

農業振興課の方は、退室いただいて結構です。

次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を
求めます。入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富
推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原
地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

【各地区農用地利用状況の説明】

議長 ありがとうございます。

次に、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号1番について、ご説明いたします。

受人は上赤坂に在住で新規参入希望者です。渡人は上赤坂に在住。

土地の所在は、上赤坂字不二見ノ丘 地目は畑 地積は1,571㎡。

特養ホーム オリーブの西に位置し、使用貸借権の設定です。

本市では、新規参入者への所有権移転は認めておらず、知識・技術等の習得を見極めた後に必要とあれば所有権移転に係る第3条許可申請を提出いただいていることから当面、使用貸借にて営農するものです。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件については、新規参入につき該当いたしません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取り及び肥培管理計画からり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号2番について、ご説明いたします。

受人はふじみ野市在住、渡人は大井町に在住 他1名。

土地の所在は大字上赤坂字立帰 他5筆 地目はいずれも畑 地積は合計で2,459㎡。特養ホーム オリーブの南に位置し、所有権の移転です。

本件におきまして、受人は他市にも農地を所有していたことから、該当する農業委員会に経営状況調査の依頼を行い確認したところす。これにより、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、『議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、順次、担当委員からの説明を求めます。

- 委員 議案第4号1番について、ご説明いたします。
土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は489㎡
【図面資料による説明】
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、2番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第4号2番について、ご説明いたします。
土地の所在は北入曾字入間野、地目は畑、地積は455㎡
【図面資料による説明】
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、3番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第4号3番について、ご説明いたします。
土地の所在は下奥富字芝、地目は畑、地積は64㎡
【図面資料による説明】
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、4番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第4号4番について、ご説明いたします。
土地の所在は柏原字上の原、地目は畑、地積は407㎡
【図面資料による説明】
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、5番について、担当委員の説明を求めます。
本件は、前回の総会において『保留』と決した案件です。

委員 議案第4号5番について、ご説明いたします。先月の総会にて『保留』案件です。
土地の所在は笹井字淵ノ上、地目は畑、地積は508㎡

【図面資料による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局からの説明を求めます。

事務局 先ずは、報告第1号をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、6件16筆、地目及び地積は田が9,021㎡、畑が7,697㎡で合計16,718㎡です。
原因はいずれも相続によるものです。
これら届出において、あっせん希望件数は0件です。

報告第2号をご覧ください。
農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目及び地積は畑で366㎡です。
転用目的は、共同住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。
農地法第5条の規定による届出は、4件5筆、地目及び地積はいずれも畑で1,989㎡です。転用目的は、住宅敷地が3件、道路敷地が1件です。
以上です。

議長 質疑ございますか。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
事務局から何かありますか。

事務局 令和7年度追跡調査の結果位につきまして、資料4を配布いたしました。
柏原地区に1件、目的外使用の違反が認められましたが、備考に記載のとおり、囲い設置が完了後は目的通りの利用を行うとのことでした。

議長 他にございますか。
無いようですので、これをもちまして第7回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。